

平成24年第3回瑞穂市議会臨時会会議録（第1号）

平成24年12月27日（木）午前9時開議

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第99号 土地の取得について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬	時男	16番	小川勝範
17番	星川	睦枝	18番	藤橋礼治

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀	孝正	副市長	奥田	尚道
教育長	横山	博信	企画部長	森	和之
総務部長	早瀬	俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	高田	薫
調整監	白河	忠良	環境水道部長	弘岡	敏
会計管理者	宇野	清隆	教育次長	高田	敏朗

監査委員
事務局 長

松井章治

福祉生活課長

広瀬充利

健康推進課長

清水千尋

都市開発課長

鹿野政和

都市管理課長

石谷日出夫

商工農政課長

林良美

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長

田宮康弘

書記

伊藤巧

書記

今木浩靖

開会及び開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成24年第3回瑞穂市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（藤橋礼治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によりまして、議席番号13番 若井千尋君と14番 若園五朗君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（藤橋礼治君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日だけの1日間にしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日だけの1日間で決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（藤橋礼治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1件報告します。

平成24年第4回もとす広域連合議会臨時会について、広瀬武雄君から報告を願います。

7番 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） 議席番号7番 広瀬武雄でございます。

ただいま議長より御指名をいただきましたので、平成24年第4回もとす広域連合議会臨時会について連合議員を代表いたしまして御報告申し上げます。

第4回臨時会については、去る12月25日に1日間の会期で開催されました。

今臨時会に広域連合長から提出されました議案は、条例の一部改正2件でございました。

条例の一部改正の要旨として、初めに、もとす広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う地方

公務員災害補償法の一部改正により、所要の改正を行うものでした。

次に、もとす広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、平成24年度の人事院勧告に鑑み、一定年齢を超えるもとす広域連合職員の昇給についての基準の改定等をするに当たり、所要の改正を行うものでした。

提出されました議案は、広域連合長より提案理由の説明の後、質疑・討論・採決を行い、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、平成24年第4回もとす広域連合議会臨時会の報告を終わります。

なお、これら臨時会の議案書及び詳細な資料を議会事務局に預けてありますので、御希望の方はごらんください。終わります。

議長（藤橋礼治君） ありがとうございます。

以上、報告した資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第99号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第99号土地の取得についてを議題といたします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 年の瀬も押し詰まりまして、何かと慌ただしくなっておりますが、本日、平成24年第3回瑞穂市議会臨時会を開催させていただきましたところ、急なことににもかかわらず議員各位の御出席を賜り、まことに厚くお礼を申し上げます。

ことしの締めくくりに当たり、国政は、さきの衆議院総選挙結果を受けまして、再び自民党・公明党の連立政権が復帰しました。まさに激動の一年をあらわす象徴的な出来事だったのではないのでしょうか。

さて、本臨時会に上程します議案は、懸案の土地取得に係る案件であります。税務署の事前協議が調いましたところから提出できる運びとなりました。

それでは、その概要を説明させていただきます。

議案第99号土地の取得についてであります。

さきの12月定例会にて先議案件として議決いただきました、平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）の穂積中学校テニスコート用地取得について、その事務手続をスピード感を持って進めてまいりましたところ、年内の取得が可能となりました。

そこで、今般、地方自治法第96条第1項第8号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして用地を取得したいので、議会の議決を求めるものであります。

さきの12月定例会でも御説明したとおり、本議案は、手狭となった運動場の解消を図るため、新たにテニスコート用地を取得するものでありまして、取得後は新年度において埋め立てを計画させていただきたいので、何とぞ議員皆様の御理解、御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上、1件の提出議案につきまして概要を御説明させていただきましたが、年末のお忙しい中、慎重審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきたくお願いを申し上げます。私の提案説明とさせていただきます。よろしくをお願い申し上げます。

議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前9時20分

再開 午前9時33分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第99号を、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第99号を、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより日程第4、議案第99号土地の取得についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） おはようございます。

議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

私は、本議案第99号土地の取得について質疑をいたします。

本議案は、先ほど市長の提案理由にございましたとおり、穂積中学校の運動場が狭くなったため、これを拡張したい。そこで、テニスコート、駐車場を本議案の土地に移したいと、こういうためにきょうの土地を取得したいという議案でございます。つきましては、この本会議場で、平米単価、または坪単価、全体の広さ、金額もお示しいただきたい、これが1点目。

2点目は、この本件の土地の、今価格は言いましたが、工事日程ですね。埋め立てて、テニスコート、駐車場でしょうか、整備するまでの経費と工事日程、全体計画です。それから、そのもとになっております穂積中学校の整備の経費と工事日程、両方合わせると本件に係る工事計画の日程と経費が全てわかるはずで、これをお示しいただきたいと思っております。と申しますのは、前々から申し上げておりますが、議案は本当にそのピンポイント、そのことだけの金額、

日程しか示されません。しかし、私たちは市民に説明するとき、トータルで何のためにその必要が生じたのかを説明する義務があると、私は議員にはあると。もちろん、執行部にもあるわけですね。執行部からお聞きしないことには私たちわかりませんので、そういうトータルな説明をいただきたいと前々から申し上げております。

今、日本が大変行き詰まっておるのも、私はトータルの視点がないからではないかと常に思っております。今やっていることだけで浮き足立って、これでよくなるだろうと思って期待するわけですが、全体を見る目がなければ、結果はどうなって、ああ、だめだったと、常にそういうことになりますので、ぜひこの件に関してトータルでお示しいただきたい。

さらに大きく言うならば、これから小・中学校の全体の改修計画も文教のほうでは示されておりまして、これはそのうちの、あれは建物ですけれども、文教関係としてそういう全体の中の一つにすぎないと私は受けとめておりますので、それはともかく、この穂中の運動場拡張に関するトータルをお示しいただきたい、経費と日程の計画でございます。以上でございます。議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） それでは、くまがい議員の御質問にお答えをいたします。

池の概要ですけれども、池の面積が6,361.76平方メートルあります。平米単価が6,100円、坪単価でいいますと2万164円ですので、取得価格が3,880万6,736円となります。

この土地取得後に埋め立ての工事に入りますが、この埋め立てにつきましては、国土交通省等の事業から出る砕石等を今お願いしているところですので、そういうものを利用して、来年度以降埋め立てを行っていきたいと思っております。

穂積中学校のグラウンドの拡張の件ですけれども、グラウンドを拡張するには、まず池のほうに新しいテニスコートを整備しなければいけないということですので、まず来年度以降に埋め立てをして、少し養生も要るかと思えます。そのテニスコートの整備した後に、穂積中学校の今のテニスコートと駐車場をグラウンドに拡張したいという考えを持っております。

それで、今、グラウンドの拡張につきましては、まだ設計等を行っておりませんので、その金額については今ちょっと出ておりませんので申しわけありません、というところが今の工事日程になっております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） いま少しお聞きいたしますが、全体ですね、つまり穂中のグラウンドの整備が終わるのはいつごろということでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問ですけれども、先ほど申し上げましたように、まず来年度、埋立工事をしなければいけないということですので、それが終わって養生をして、

最低1年、その後にテニスコートをつくるということですので、その後という計画になると思います。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） そうしますと、穂中のグラウンドが広くなり、その新しい校庭で体育祭等ができるのは、来年度は間に合わない、再来年度ぐらいでしょうか。それとも、来年度末にはできるぐらいでしょうかね。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） それにつきましては、工事の進捗状況とか、いろいろありますので、今、ここで来年度末にできますという、そのようなことはちょっと今お答えはできません。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 間に合うかどうか、来年度中にはわからないということですね。

いま1点、テニスコートの件をお聞きいたしますが、初め池の話がなかったときに、生津ふれあい広場の8面テニスコートの話が既に出ていたと思うんです。経緯がころころ変わりますので、この前の全協でも、ちょっとほかの2人の議員からだったでしょうか、テニスコートの件で質問がありましたので、ああ、皆さんも私同様、ちょっと混乱状態だなというふうに思いました。

で、まとめてお聞きしますが、この池の話がないときに、生津のふれあい広場の8面のテニスコートの話があって、これは文教だったかもしれませんが、あって、そのときには穂中の生徒は、生津ふれあい広場に行くことになっていたのかどうか。

そして、今度は池を買えることになって、あそこにテニスコートをつくる話になったわけですから、後から考えてみると、生津ふれあい広場の8面のコートをつくるというのは多過ぎたのかもしれないと。多過ぎたのではないだろうかというふうに思ってくるわけですが、この点は、つまり先ほどから申し上げておりますように、新しい展開、新しい展開となって、その時々、これを買います、この工事をしますというふうにしていくと、トータルで、もしかしたら無駄な経費を使っているかもしれないわけですね。その辺をどのように精査なさっているのかをお聞きしたいんです。

議長（藤橋礼治君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、穂積中学校の運動場拡張には、どうしてもテニスコートを縮小しなくてははいけません。それには、まず一般のテニスコートへ、外へ出さなくてははいけない。学校は、もちろんですね。その一般のところに変えてもいいわけですが、この一般を外へ出すことにつきまして

は、やはり瑞穂市5万2,000の市でございますので、同じ出すなら一つの大会ができるようなテニスコート、それには最低限8面要ります。そんなところから、生津のふれあい広場、あの山の部分がございますが、そこが生津地区におきましては、区画整理でまちづくりができておりますので公園は要りません。3%確保が、この生津として全体に何力所かございます。ですから、ここにということで、ここでございますと8面とれます。そういうところから、テニスコート、まず一般を出して、そして一般の穂積中学校の使っておるところ、ここで穂積中学校の、今駐車場がありますね。駐車場のところに穂積中学校のテニスコートを移してもいいわけでございますけれども、実はこれは3面しかとれません。現在も3面でございますけれども、普通のときは一般のところも使って5面使っておるわけでございます、この穂積中学のテニス部の生徒の数も相当な数でございます、本当は五、六面欲しいわけでございます。そういうことを考えますと、やはりいろんなことをやってなぶるのに、この3面だけしかとれん、これでは、やはり運動場も十分な広さをとろうということになりますと、やはり穂積中学校のテニスコートも外へ出すべきだ、そんなところから、実は中学校の近辺に土地がございます。この土地をお分けいただいてという話でございますが、ところが、そこには住宅が建っております、この補償費に莫大なお金がかかるわけですね。それまでして取得しようと思うと、面積が少なくて莫大な予算が、財政負担があるわけです。ですから、これは難しい。

そういう中に池の問題が出てまいりまして、学校の近くでありますし、ここでしたら5面は楽にとれます。そして取得費も安く、池でございますのでできます。埋め立ては、国土交通省等をお願いして、残土、残土といいまして山のトンネルの掘削とか、そういうあれですから、いい山土でございます。こういったもので安価に埋め立てをして、本当に財政の負担も少なくて最大の効果を上げるべき、今度の土地の取得をさせていただいておるところでございますので、御理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 経過上、今の形になったということはよく理解できました。で、経過上、今の形になった。つまり、今の形というのは、穂中の北側に中学生用のテニスコート3面ですかね、ちょっとわかりませんが、後で御答弁ください、つくり、そして一般用は大会をすることができるように8面をつくったと、こういう理由でございますね。

はい、結果的にわかりました。今後は、やっぱりころころ経過を追いかけるだけでなく、やっぱり全体計画、困っているときがあれば、それもお示しいただいておくと、ちょうど土地を、池を買うことができたから、これで解決したんだなというふうに受け取ることがこちらでもできるわけですね。そういう全体の説明をいつもいただきたいということです。という

ことで、あと池のところには中学生用として何面ができるか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 現在、穂積中学校のテニスコートというのは5面ありまして、整備されたコートが2面と土のコートが3面なんです。今度新しく整備しようとするところには、オムニコートで5面をつくりたいということは思っております。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

16番（小川勝範君） 議席番号16番 小川勝範でございます。

6,361平米の土地、池なんです、これは漁業権はあるのかなのか。そして、今現在、あの池に寒ブナ、ナマズ、いろんな魚がおるんですが、あのまんま埋めてしまうのか。ということは、私、巢南のふれあい広場をつくったときに池のかいとりをして、魚を全部撤去して埋めた経験があるんですが、それは漁業権は、林課長、多分知っておると思いますが、ちょっと答弁してください。

議長（藤橋礼治君） 林商工農政課長。

商工農政課長（林 良美君） ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

今回購入する場所につきましては、長良川下流漁業協同組合の管轄でございまして、その事務所に確認をしましたところ、池にナマズとかコイとか魚がおりますので、その職員とか、あと役員の理事の方がお見えになられますので、網を入れて川に流すという措置をしてくださいという回答はいただいております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 森治久君。

5番（森 治久君） 議席番号5番 森治久でございます。

3点ほど御質問をさせていただきます。

まず1点は、先ほどの教育次長のお話で、また市長のお話の中で、このテニスコートの必要性は十分に理解をさせていただきました。一刻も早く、この穂積中学校のグラウンドの拡張、またテニスコートの整備がなされることを切に願う立場で御質問をさせていただきます。

1点目に、この5-2-109号線に隣接の一部15メートルから20メートルぐらいの土地でございますが、この5-2-109号線、一般質問等々でも多くの議員から、一刻も早く市民の安全・安心のために、通勤・通学者が多く利用される道路ということで歩道の整備、これは北側に歩道を整備するということで、新年度以降、用地の交渉、また地主の皆様方へのお願いを含めて、一歩ずつ着実に進めていくということを御答弁いただいておりますが、これは当然5-

2 - 109号線を横断してテニスコートを利用することになるかと思えます。そんな中で、生徒の安全な安心な横断、これをどう考えておられるのか。

これは整備計画もまだまだこれからでございますというのは、先ほど教育次長に御答弁をいただいておりますが、やはり今くまがい議員もおっしゃられたように、先を見据えた中での整備計画、これは大変必要なことかと思えますし、重要なことと存じます。そんな中で、横断歩道をしっかりと設けて、そこには信号機を設置するのか、また歩道橋なるものを設けて、しっかりと安全に横断ができるように措置をされるのかということの1点と、次の1点が、この土地を整備するに当たり、穂積中学校はこれで5面ということで、オムニのコートで整備していただける。穂積北中は、今現在、4面のオムニコートの整備が済んでおります。あと、瑞穂市には1校、巢南中学校ですね。こちらは、私も前の一般質問でも、今までに何回かさせていただいておりますが、今現在、グラウンドの中でテニスコート、それはさば土ですね。普通の土の上にテニスコートを、グラウンドの中でコートを使用するときに支柱を立てて、ネットを張ってというようなことで利用されている現状でございます。北中も穂積中もこれで整備が完了するというのであれば、ぜひともこの瑞穂市内の中学生、テニス部に属する生徒は多々ございます。穂積中学校であれば男女合わせて100名ほどの生徒が、また北中、巢南中においても100名近くの生徒がということで、一番マンモスな部活動のクラブでございます。そんなことも考えますと、巢南中の生徒等も、瑞穂市のどこの生徒がどんなスポーツをしても公平に、公正に、また利用できるような施設の整備ということで、今現在、グラウンドで行っているのを、市民テニスコートがオムニコートで南側に2面ございます。こちらを、せめてあと2面を広げられるような形の整備計画も、先ほどのくまがい議員がおっしゃられるような先を見据えたということの中であれば、そちらも後手後手にならずに、どんなような瑞穂市として部活動、またテニス等の活動ができるような整備計画を持たれるのかも、あわせて御検討していただきたいと思っております。

今現在ある2面に隣接する部分が難しいのであれば、ほかの場所に早い段階で結論を出して、4面のコートの整備ができる用地取得も含めて整備計画を持っていただくということが、今回の穂積中学校のグラウンドの拡張は、今から4年前、私が一般質問でもさせていただきました。それは、中学校の増築に伴ってグラウンドが狭くなりますが、その拡張計画等はどうかということ御質問をさせていただいて、この運びになったと記憶しております。

そんな中で、先ほど伺う御答弁の中で、これは来年は埋め立ての工事、来年1年置いて新しく整備をする。それから、整備が完了後に穂積中学校のグラウンドを拡張し、テニスコートを潰してグラウンドを拡張するというのでございますので、グラウンドの拡張は今から25年、26年、27年の3月になるか2月になるかですが、そんなころの完成かなあと思っておりますので、今から、25、26、27でございますので、3年ほど後に中学校の子供たちは広くなったグラ

ウンドを利用して、勉強に、またスポーツ、そして友達との交流に使う施設が整備されると考えます。

そんなことを考えますと、やはり今の段階から巢南中学校のテニスコートの整備も、早い段階から計画を練っていただいて、一刻も早くほかの2中、北中、穂積中と平等に、負けないような整備だけは必要かと思っております。

その点もあわせて御質問をさせていただき、もう1点、最後になりますが、このテニスコート、当然中学校のテニスコートということで、先ほどの市長の御答弁にもございました新しく生津ふれあい広場、こちらが野球のグラウンド、またサッカーのグラウンド、そして一つのところにテニスコート8面ということで、こちらは市の大会、また県の大会等々、公式の試合ができる8面ということで、本当に素晴らしいことかなあと思っております。

そんな中で、これは市民のテニスコートでございます。穂積中学校に新しくできる5面のテニスコートは、穂積中学校のテニスコートということではあるかと思いますが、北中であつたり、穂積中のテニスコートはオムニコートでしっかりと整備されるコートであろうと思いますので、生徒が部活動で使わないときは一般の市民の皆さんにも利用していただける、活用していただけるような取り組みを、ぜひともしていただきたいと思っております。

有効に活用していただき、そして多くの市民がこのテニスコートを一つの、今後、高齢化がますます高まる瑞穂市においても、テニスというものはそんなにハードなスポーツではございません。特に硬式テニスなんかはポーンと当てればポーンとはね返るような簡単な、簡単というところなんですけど、気楽に始められるスポーツであるかと考えておりますので、その辺もあわせて、ナイター設備は設けませんので昼間の利用だけでもしていただけるような、もちろん子供たちに、部活は優先でございます。それ以外は市民が利用できるような仕組みづくり、取り組みをどう考えておられるのかをあわせて御質問、以上の3点をさせていただきます。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 森議員の御質問にお答えをさせていただきます。

前向きな御質問をいただきまして、ありがとうございます。

この穂積中学校のテニスコートの整備に当たりまして、学校側から向こうへ渡ります関係に交通安全等もでございます。それについてどのように考えておるかというところでございます。歩道の整備をするのか、また歩道橋をつくるのか、どこまで考えておるかというところでございます。歩道整備は当然でございますが、できることなら歩道橋をつけられるようなことを考えられないか、そういったことも考えておるところでございます。

そういうためにも土地を少しでも安く取得したいというところでございますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

2つ目の、こういった穂積中学校が整備できる、北中はきちっと整備がされておる、そんなところから、まず中学校の、巢南中学校のほうの公平性を考えてそういう計画を持つべきではないか、こういう御質問でございます。私も、ことし現場も、巢中のほうも見ておまして、中にごさいますして、運動場が狭く感じております。中に中学校のテニスコートが3面ほどとってございます。そういうことを考えますと、南側が御理解のいただけるところでございますので、御指摘がございますように、こういったことをしっかりと前向きに取り組んでまいりたいと思っておるところでございます。

そういう中におきまして、それぞれの学校のテニスコートとか、こういう施設であいておるところは一般に開放をとという御質問でございます。まさに、私、開かれた学校、今、全て学校も市の学校というよりも市の施設でございます。ですから、一般市民の方があいておるときには自由に使えるとか、こういったことはしっかりと考えていきたいということでございまして、このことにつきましても前向きに進めさせていただきたい、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） ほかに。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 森治久君。

5番（森 治久君） 市長のほうから、3点について明確な御答弁をいただきました。

ぜひとも1点目の安全にかかわる、命にかかわる、横断方法は歩道橋も含めてということで、計画をしっかりとしまりたいということでございますので、子供たちが安全に、頻繁にこれは横断することになります。当然、これは5 - 2 - 109号線に隣接する部分の15メートル、20メートルの部分は、歩道をしっかり設けていただいた中で、新年度以降、この路線に関しては北側に歩道の設置を協力いただけるところからしていきたいというようなことを伺っております。ここを一つの、まずは15メートル、20メートルであっても適切な幅の歩道をしっかりと設けた中で、ほかの住民の皆さん、地主の皆さんに、それを一つの先進的な整備ということの中で、同じような歩道をしっかりと北側に、5年先、10年先になるやもしれんが整備をしていきたい。これが未来を担う子供たちに必要な整備であるということを明確に打ち出していただくためにも、今回、歩道を設けていただき、そして4月以降のその路線にかかわる歩道整備につなげていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私、本議案の前提としての土地取引の購入の基本について確認をさせていただきたいと思えます。

先ほどの全協では、市の土地購入については鑑定価格を基本にそれぞれの個別事情に応じて決定をしていく、こういうお話をいただきました。

そこで、まず1つお聞きをしますけれども、その鑑定価格というのは、民衆の土地取引の実態とは高いのか、安いのか、同じなのか、そのことについて一つお聞きをしておきたいと思えます。

それから、その鑑定価格が実際の購入価格と余りにも乖離をする実態であるとすれば、それは客観性というものが問われてくるし、さらには、住民に対する説明責任を果たす上でも問題が出てくるというふうに思えます。

それで、次にお聞きをしておきますけれども、この鑑定価格を前提にしたとしても、鑑定価格と実際の購入価格との幅について基準となるものはあるのか。何%とか、どれだけだとか、これはどうなんでしょうか。

そこで、具体的に本議案と関連してお聞きをしますけれども、では、このテニスコートの整備事業用地の鑑定価格は幾らだったんでしょうか。実際の取得価格は3,880万6,736円ということでもありますけれども、そのことをお聞きしておきたいと思えます。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） それでは、ちょっと説明をさせていただきます。

最初、市のほうに話が来たときは、ずうっと以前から来ておったんですけれども、結局、市のほうでは埋め立てに要する費用が相当かかるとかという話もありまして、この話についてはずうっと保留になっておったわけなんですけれども、改めてまたことしになりまして、10月ぐらいだったと記憶しておりますが、話が来ました。そのときは、価格は坪単価で2万円程度というような話で来ました。その中でいろいろ交渉をさせていただいたんですが、一方で、この価格が妥当かどうかということも鑑定を入れたわけですね。その当時は、これ10筆になっておまして、補正予算のときにもお話をさせていただいたんですが、一部は埋め立てをして畑で使われておるんですね。それは地権者のあずかり知らぬところで他人が埋め立てをして、畑として利用されているという状況がわかっております。それについて市のほうでは、池沼が8筆、雑種地が2筆ということで課税の取り扱いをしておるわけですが、そういったところ、いろいろ仲介人の不動産会社と話を詰めましたところ、その雑種地の2筆については地権者のあずかり知らぬところでの使用であるということで、それははっきり、いわゆる賃借権がないということで、推理しますと。それからあとこれも10筆になっていますけれども、向こうが地積測量をされているんですね。登記の面積よりも少ないということも言ってみえましたので、それであるんだったら1筆にまとめてもらえないかというような話もさせていただきました。

そして、なおかつ地積測量の測量図等もいただきまして、価格が今の話、一方では鑑定を入れておったんでございますが、先方は仲介料を請求されてきたんですね。その仲介料については、市がこの土地の購入を依頼したわけではないので、仲介料は支払えないということで交渉をしております。そういった関係でちょっと時間も要したわけでございますが、仲介料を向こうは要求したんですけど、そのかわり、市はこれは学校用地ということで収用法の適用をさせるからということで、その分だけ税金が安くなるということで、収用法の手続をという申し出をしたわけですね。そうしたところ、そういうことなら収用でお願いしますということで、税務署のほうに収用の手続をとる話をしましたところ、結構日数がかかるということで、今年度の取得はできませんけれども、ことしじゅうには難しいかなという話もありました。そんな中で、とにかく収用を適用するには早目に予算をつけていただいて収用の手続をしたいということで、12月議会の先議案件で予算をつけていただいたわけでございますが、それでもってすぐ収用の申請をしたわけでございます。

そうしたところ、本当は2カ月から3カ月ぐらい要するような話でございましたんですが、物件が物件ということで、1筆にまとまっているということで明確な状況になっていきますので早目におりてきたということで、今回、仮契約を25日にしまして、そして即、招集告示をということで本日の臨時議会になったわけでございますが、そのプロセスとしましては、向こうの提示価格が妥当かどうかの検証をするということで鑑定士さんに入れたところ、鑑定士さんは100円単位でやりますので、妥当な金額であるという確証が得られましたので、本件の仮契約に至ったということでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） ちょっと耳があんまり聞こえないもんで、その次がなかなか出てこないんですが、要するに言いたいことは、この市の土地購入の明確性とか客観性とかというものをしっかりやる。個別交渉でいろんな要件がある、要素があるといった場合に、それは裁量の部分があるわけですから、あるいはいずれかの主張が代々あったとしても、その人の幅でそれがどんどんそのすき間から入っていく、もう器があるわけですよ。そうすると、実際の適正な土地購入価格と比べて大分ずれが出てくる場合だってあり得ると思うんですよ。だから、先ほどお聞きをしたように、その鑑定価格はどれだけだったんですか。鑑定価格というのは、民衆の土地取引のときの、例えば公示価格だとか、路線価格とか、いろんなものがある中でどういうことなんですかということで、その公式をまず聞きたかった。それ公式を入れておいたら、今度ずうっとこれから何回も土地購入があったときも、それを当てはめさせていただいて、それちょっと違うんじゃないですかとか、ああ、そうでしたねと、こういう話になってくるといって、そういう意味で今お聞きをしておるんですが、残念ながらちょっと耳の調子が悪くてこも

っちゃって、はっきりレンズが絞れていないもんですから、また別途お聞きをいたしますから。

議長、済みません、もう結構でございます。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決とあわせて採決システムを使用し、賛成、または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これから議案第99号を採決します。

議案第99号土地の取得について、本案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（藤橋礼治君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第3回瑞穂市議会臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午前10時16分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年12月27日

瑞穂市議会 議長 藤橋 礼治

議員 若井 千尋

議員 若園 五朗